



JCSS
JCSS 0016

証 明 書

標準物質	名 称	中性りん酸塩 pH標準液 第2種 Code No. 165-12155
	製造者及び 値付け場所	富士フイルム和光純薬株式会社 東京工場
	ロット番号	〇〇〇〇〇〇〇
用 途	pH計校正用	
使用 方法	容器をよく振った後、開栓して下さい。 なお、使用後は直ちに窒素を充填の上、密栓して下さい。	
保 存 条 件	25℃以下	
値付け条件	25℃±0.1℃	
値付け結果 不 確 か さ	<u>pH 6.86</u> <u>±0.015</u> (包含係数 $k=2$ 信頼の水準約95%) 不確かさには12ヶ月の保存安定性の不確かさを含みます。	
値付け方法	製品規格16-1215により、特定二次pH標準液を用いて値付け	
値付け年月日	0000年00月00日	
保 証 期 限	0000年00月末	

値付けの結果は上記のとおりであることを証明します。

発行日 0000年00月00日

埼玉県川越市大字的場1633番地
富士フイルム和光純薬株式会社 東京工場
標準品分析室長 〇〇〇〇〇 印

- この証明書は、計量法第144条(第一項)に基づくものであり、特定標準物質(国家標準)にトレーサブルな標準物質により値付けした結果を示すものです。認定シンボルは、値付けした結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部のみを複製して用いることは禁じられています。
- この証明書を発行した事業者は、ISO/IEC 17025:2017(JIS Q 17025:2018)及びISO 17034:2016(JIS Q 17034:2018)に適合しています。
- この証明書は、ILAC(国際試験所認定協力機構)及びAPAC(アジア太平洋認定協力機構)のMRA(相互承認)に加盟しているIA Japanに認定された校正機関及び標準物質生産者によって発行されています。この値付け結果はILAC/APACのMRAを通じて、国際的に受け入れ可能です。(ISO 17034はILACのMRA対象外です)
- 用途・使用方法・保存条件・保証期限については、JIS Q 0031:2018(ISO Guide 31:2015)に適合するよう記載された事項であり、計量法第144条(第一項)に基づいて記載された事項ではありません。